

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年3月15日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700368号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700060号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における昭和54年4月1日から同年6月1日までの期間及び昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和54年4月及び同年5月の標準報酬月額については、7万6,000円を8万円とし、昭和56年2月の標準報酬月額については、8万円を9万8,000円とする。

昭和54年4月、同年5月及び昭和56年2月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年4月、同年5月及び昭和56年2月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における昭和54年10月1日から昭和55年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和54年10月から昭和55年6月までの標準報酬月額については、8万円を11万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(上記第1の1による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月1日から昭和56年3月30日まで

私は、A社に勤務していた請求期間における標準報酬月額が同社から支払われ

ていた給与月額より低額となっていることに納得がいかない。新たに見つかった給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を実際に支払われていた給与月額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者の訂正請求については、i) 昭和54年6月1日から昭和55年10月1日までの期間の標準報酬月額については、請求者から提出されたA社の当該期間のうち一部期間に係る給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から7万6,000円を8万円に訂正する必要があるとし、ii) 昭和54年3月1日から同年6月1日までの期間及び昭和55年11月1日から昭和56年3月30日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除が確認できる資料が無いこと、昭和55年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、昭和55年10月分の給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回るものの、当該給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録より低額になることから年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が、平成29年11月27日付けで既に通知されている。

これに対し、請求者は前回の訂正請求時に提出した期間以外の期間に係るA社の給与明細書（以下「新給与明細書」という。）が見つかったので請求期間の標準報酬月額を実際に支払われていた給与月額に見合う額に訂正してほしいと、再度訂正請求を行っているものである。

- 2 請求期間のうち昭和54年4月1日から同年6月1日までの期間について、新給与明細書のうち、昭和54年4月分及び同年5月分の給与明細書により確認できる報酬月額及び推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であると認められる。

また、請求期間のうち昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間について、新給与明細書のうち支払年月の記載の無い1枚の給与明細書は、1月分及び2月分の食事代が控除されている記載が確認できることから同年2月分の給与明細書であると考えられるところ、当該給与明細書により確認できる報酬月額及び推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であると認められる。

さらに、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち昭和 54 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び昭和 56 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、新給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月は 8 万円、昭和 56 年 2 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社(昭和 61 年 10 月 1 日に A 社から商号変更)の現在の事業主は、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び昭和 56 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 55 年 11 月 1 日までの期間について、前回提出された給与明細書及び昭和 55 年 3 月分の新給与明細書により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

また、請求期間のうち昭和 54 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、昭和 55 年 11 月 1 日から昭和 56 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同月 30 日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、B 社の現在の事業主は、当時の経理担当者は死亡し、資料も無く当時のことは分からない旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の昭和 54 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、昭和 55 年 11 月 1 日から昭和 56 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同月 30 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和 54 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、昭和 55 年 11 月 1

日から昭和 56 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同月 30 日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間のうち昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 10 月 1 日までの期間について、当該期間の標準報酬月額は、昭和 54 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月に支払われた報酬月額を計算の基礎として決定される。請求者から提出された当該期間に支払われた給与に係る明細書により確認できる報酬月額を計算の基礎とした標準報酬月額は 11 万円となることから、昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 10 月 1 日までの期間に係るオンライン記録により確認できる標準報酬月額 8 万円より高額であることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された昭和 55 年 4 月に支払われた給与に係る明細書によれば、基本給の増額により総支給額が増額しており、仮に継続した 3 か月間の報酬月額の平均額により標準報酬月額の改定が行われる場合は同年 7 月に改定が行われるところ、請求者は同年 5 月に支払われた給与に係る明細書を所持していないため、当該改定が行われるか確認できない。

また、請求者は、昭和 55 年 8 月から同年 10 月までに支払われた給与に係る明細書を所持していないため、前述の基本給の増額のほかに固定的賃金の変動があり改定が行われるか、また当該変動がなく改定が行われず前述した昭和 54 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月に支払われた報酬月額により決定される標準報酬月額 11 万円が昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 10 月 1 日まで継続するか確認できない。

以上のことから、請求期間のうち、請求者の A 社における昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額に係る記録を、11 万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第 3 の 2 による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700346号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年2月21日から平成14年2月21日まで

私は、平成13年2月21日から平成14年2月20日までA事業所に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答及び同事業所から提出された請求者に係る平成13年及び平成14年の賃金台帳によると、請求者は、平成13年2月21日に入社し、平成14年2月20日に退職していることが確認できる。また、B公共職業安定所から提出された請求者に係る同事業所における雇用保険受給資格者証によると、請求者は、平成13年2月21日に被保険者資格を取得し、平成14年2月20日に離職後、同年3月5日にC公共職業安定所に求職の申込みをしたことが確認できる。これらのことから、請求者が請求期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る適用事業所名簿、新規適用事業所現況書及びオンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成14年11月1日であり、同事業所が請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所は、厚生年金保険に新規加入したのは同日からである旨回答している。

また、A事業所は、請求者は正職員として勤務していたが、請求期間当時の勤務形態を確認できる資料は無く、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に退職していることから、請求どおりの届出は行っておらず、請求者の給与から厚生年

金保険料（以下「保険料」という。）を控除していない旨回答している上、上記賃金台帳を検証したが、請求者に支払われた給与から請求期間に係る保険料は控除されていなかったものと考えられる。

さらに、請求者と同様に、上記賃金台帳に氏名が記載され、オンライン記録により所在が確認できた者のうち、請求期間にA事業所において雇用保険の加入記録が確認できる3人に照会したところ、回答があった1人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は給与から保険料が控除されていなかったと思う旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700374号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700062号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年2月1日から昭和59年10月1日まで

② 平成元年1月29日から平成2年1月5日まで

③ 平成2年9月27日から平成4年11月1日まで

私は、請求期間①については、D県E市に所在したA社に、請求期間②については、同市に所在したB社に、請求期間③については、F市に所在したC社に勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無い。各事業所において正社員として勤務していたので、請求期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和57年2月1日に被保険者資格を取得し、昭和58年8月20日に離職していることが確認できることから、請求者が請求期間①のうち一部期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者が従業員であったかどうか確認できる資料が無い旨回答しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認することができない。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年10月1日であり、同社が請求期間①において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、請求者は、請求期間①当時の従業員は3人ぐらいであったと述べていることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

請求期間②について、B社に関する請求者の具体的な記憶から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の代表取締役は請求者を覚えておらず、同社は、請求どおりの届出を行ったかは不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、同社が請求期間②において適用事業所であった記録は確認できない上、同社は、請求期間②当時は厚生年金保険に加入していなかった旨陳述している。

請求期間③について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、C社において平成3年6月1日に被保険者資格を取得し、平成4年7月31日に離職していることが確認できることから、請求者が請求期間③のうち一部期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、平成16年の会社移転に伴い古い資料も無く、請求期間③当時の担当者もいないため詳細は分からないとし、請求どおりの届出を行ったかは不明、保険料の控除については分からない旨回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険新規適用届及びオンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成27年1月14日であり、同社が請求期間③において適用事業所であった記録は確認できない上、同社は、3年程前から厚生年金保険に加入したのでそれ以前は厚生年金保険に入っておらず、各社員は、それぞれ国民年金、国民健康保険に加入していたと思う旨回答している。

請求期間①、②及び③について、オンライン記録によると、請求者は、各請求期間において国民年金被保険者となっており、国民年金保険料納付済期間又は申請免除期間とされていることが確認できる。

また、請求期間①及び②について、請求者が当時住民登録していたG市の回答によると、請求者は、昭和53年10月2日から平成2年1月6日まで同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。